

平成 25 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

労働法

問1 労働基準法上の「労働者」と労働組合法上の「労働者」について、最高裁判例によれば、どのような事実関係・要素に基づいて判断されているか。また、両者にはどのような違いがあるか。最高裁判例で争われた具体的な事案を踏まえて論じなさい。

(50 点)

問2 以下の【事例】を読んで、本件配転命令の有効性について、判例を踏まえて論じなさい。なお、根拠となる条文も適宜示すこと。

【事例】

Y 社は、F 県でうどん屋をチェーン展開している従業員 500 名（うち正社員 200 名）の株式会社であり、F 県内に 30 店舗を展開し、F 県 K 市に本社と製麺工場を有している。X（女性 40 歳）は平成 18 年 4 月にアルバイト（非正社員）として Y 社に入社し、その後、同 21 年 4 月から正社員となった。その際、勤務地について特段合意することはなかったが、アルバイトとして入社後一貫して、F 県 M 市の店舗（M 店）で勤務し、現在は、同店舗で副店長の地位にあった。X は、現在、M 市の自宅で K 市所在の電気部品製造の小規模会社に勤務する夫と長男（9 歳）と共に暮らしており、M 店へは自家用車で 10 分ほどの通勤をしていた。また、近所には X の父親と母親（いずれも無職で 70 歳）が元気に暮らしている。

Y 社の就業規則（労基法所定の方法で周知・届出がなされている）では、「会社は業務の必要により従業員に配置転換を命じる。従業員は正当な理由なくこれを拒否してはならない。」と定められ、本社と工場や各店舗の間で正社員の配置転換が稀ではあるが行われていた。また、各うどん店では、正社員が 4~5 名で、あとは非正社員のアルバイト・パートが勤務しており、工場でも、正社員 35 名のほかは非正社員で、本社ではもっぱら 30 名の正社員が勤務していた。

M 店では、近隣に飲食店が相次いで出店してきたため、最近、売上が大幅に落ち込んでいた。Y 社では、M 店を閉鎖するとともに、新たに F 県 I 市に新たな店舗（I 店）を開設することとした。そこで、M 店で勤務する正社員 5 名のうち X を含む 3 名について、I 店への配置転換を命じるとともに（本件配転命令）、1 名（A）については、K 市の工場にある新商品開発部門に、残り 1 名（B）は F 県 N 市の店舗（N 店）には異動を命じた。K 市の工場や N 店は X の自宅から自動車で 30 分程度のところにある一方で、I 店は X の自宅から自動車で 70 分ほどかかった。Y 社としては新規店舗の立ち上げにキャリアのある X ら 3 名を当たらせることとした。X は I 店でも副店長の地位が予定されており、仕事の内容や賃金に変動はなく、通勤手当は、Y 社の就業規則に従い所定の手当が増額して支払われることになる。なお、M 店の近隣にも Y 社の店舗は数店あるが、N 店に B を異動させたほかは、特段、社員の配置の変更はしていない。

X は本件配転命令を拒否しようと考えているが、本件配転命令は有効といえるだろうか。

(50 点)